

R-RDIRI Forum -Working Paper- Series

屋外作業従事者の建設アスベスト被害
—屋内・屋外に基づく補償差別の非合理性—

森 裕之

2021 年 7 月

R-RDIRI Forum -Working Paper- No. 8



The Research and Development Institute of Regional Information

Ritsumeikan University
2-150 Iwakura-cho, Ibaraki, Osaka 567-8570 Japan

屋外作業従事者の建設アスベスト被害

―屋内・屋外に基づく補償差別の非合理性―

森 裕之¹

【要旨】2021年5月17日の最高裁判決によって、建設アスベスト訴訟における国および建材メーカーの法的責任が確定した。これに基づいて制定された建設アスベスト給付金法では、建設作業従事者に対するアスベスト被害への補償を行うことが規定された。今後の焦点は本法に沿った具体的な補償・救済基金の制度設計へと移る。しかし、これらにおいて屋外作業従事者は対象外とされており、今後の基金制度においても同様の措置がとられる可能性が高くなっている。しかし、建設アスベスト被害の実態からいえば、屋内・屋外作業従事者という区分は合理性を欠くものである。また日本の労働衛生行政もそのことを前提とした法令を積み重ねてきた。そのため、建設アスベスト被害の補償・救済においては行政施策として屋外作業従事者に対しても公平に運用されなければならない。

キーワード：建設アスベスト訴訟、屋外作業従事者、特定化学物質等障害予防規則

I. 建設アスベスト給付金法の成立と問題点

わが国における建設アスベスト訴訟は、2008年の首都圏での集団提訴を皮切りに全国へと広がった大規模事件である。これについて最高裁判所は2021年5月17日に4つの訴訟(神奈川一陣、東京一陣、京都一陣、大阪一陣)について、一人親方を含む建設労働者のアスベスト被害に対する国および建材メーカーの責任を認める判決を言い渡した。これを踏まえて、2021年6月9日に与野党一致の議員立法として「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(建設アスベスト給付金法)が国会で成立した。この法案をめぐる国会審議においては、個々の被害者の就労実態に即した認定を行うべきことも確認されている。

建設アスベスト給付金法は、建設作業従事者が石綿関連疾患にかかったことによる精神上的苦痛をうけたことに対する国家賠償を規定したものである。しかし、これについては大きく二つの問題点がある。

一つには、これは国による補償給付を規定したものであり、最高裁判決で責任が認められた建材メーカーの賠償責任については含まれていないことである。ただし、建設アスベスト給付金法では附則の第二条において「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」(傍点は筆者)として

¹ 立命館大学政策科学部 教授

おり、最高裁判決を前提とすれば建材メーカーによる補償を給付金の一部とすることを国が求めるのは当然の対応である。

そしてもう一つは、建設アスベスト被害者の範囲が限定されていることである。建設アスベスト給付金法では、給付対象を①石綿の吹付け作業に係る業務（1972年10月1日～1975年9月30日）と②屋内作業場で行われた作業に係る業務（1975年10月1日～2004年9月30日）に限定している。ここでは作業期間および屋内・屋外区分という二つの制約が課せられている。これらは最高裁判決を受けてのものとなっている。

この法律の給付対象から屋外作業従事者が除かれたことは、建設作業の実態からみて重大な欠点である。屋外作業従事者のアスベスト被害については、京都1陣高裁判決では国と建材メーカーによる予見可能性（2001年時点）、大阪1陣高裁判決では建材メーカーによる被害の予見可能性（1975年時点）がそれぞれ認められていた。しかし最高裁判決においてはこれらの判断が否定されたことで、建設アスベスト給付金法でも同様の規定が盛り込まれることになった。同法に基づいてアスベスト補償基金制度がつくられれば、屋内作業従事者と同じ労働実態によってアスベスト被害をうけた屋外作業従事者は給付対象から除外されてしまう。それは形式的な区分に基づく被害者間での不公平を招くとともに、個々の被害者の就労実態に即した認定を行うとした上記の国会審議での確認とも齟齬を来す可能性がある。これは公平救済を旨とする行政施策としては大きな問題であり、この屋外作業従事者に関する予見可能性の認識について再度確認しておくことが必要である。それによって、これから制度設計されるアスベスト補償基金はより適正なものになることが期待される。

本稿では、屋外作業従事者におけるアスベスト被害の予見可能性について、これまでの労働衛生行政の経緯を中心に検討していくことにする。

II. 日本の労働衛生行政と屋外作業従事者

II.1 特定化学物質等障害予防規則（1971年）

わが国がアスベスト規制に本格的に取り組みはじめたのは、1971年の特定化学物質等障害予防規則（特化則）からである。特化則でアスベストは「第二類物質」として分類された。この第二類物質とは、「主として、慢性障害の発生を防止するため、ガス、蒸気または粉じんの発生源を密閉させる設備または局所排気装置を設けるための設備を必要とする物」である。¹これは「微量で有害な作用をすところの特徴がある」²ことであり（傍点は原典著者である元労働監督署長の井上浩による）、その意味はアスベストが少量でも発がん性をもつ点にある。

さて、特化則第4条では第二類物質の規制について、粉じんが発散する屋内作業場においては局所排気装置を設置しなければならないとした（傍点は筆者）。しかしその一方で、「ただし、局所排気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行なう場合は、この限りではない」と規定している。そして局所排気装置を設置しない場合には、使用者には全体換気装置の設置や湿潤化を行うことなどによって、労働者の健康障害を予防するために必要な措置を講じることを求めている。

この局所排気装置を軸とした規制のあり方について、労働監督署長であった井上浩は次のように整理している³。アスベストのような有害物の規制措置として最良の方法は使用禁止であるが、それを使用する場合には有害物を「密閉」する。その次の方法としては、有害物の気体や粉じんが発散する「局所」でそれを捕捉し、動力により強制的に排気する「局所排気装置」を用いる。さらに、気体や粉じんの有害度が低い場合に限って、有害物発散場所の「全体」を動力で換気する「全体換気装置」を用いて有害物の濃度を薄めるべきである。これが気体や粉じんのような微小物質から労働災害を防ぐ流れであるとされた。

この井上が整理した規準に依拠すれば、アスベストのような有害物質の規制は最低でも局所排気装置によることが当然であった。しかも、そこで強調されているのは、粉じんが発散する「局所」での捕捉であることである。この粉じんが「発散」する場所は「滞留」する場所とは異なっており、粉じんの発散時における対策こそが決定的に重要であることを示している。

このことは屋外作業従事者のアスベスト被害との関係で重要なポイントを示唆する。それは屋外作業従事者による建材の切断や研磨といった加工作業とアスベスト粉じんの飛散との関係である。アスベスト粉じんに関して、空気中に滞留している状態より建材加工の際に一気に生じる発じんの方がはるかに危険であるからである。それはあたかもコロナウィルス感染で最も危険な「飛沫感染」と同じであり、屋内・屋外による区分がせいぜいもっている「空気感染」のリスクとは比べものにならない重大性があることと同様である。

II.2 特定化学物質等障害予防規則の改正（1975年）

特化則は労働安全衛生法の制定後の1975年に大きく改正された。1971年当初の特化則（旧特化則）に対して、改正特化則ではアスベストに関していくつかの重要な規定が加えられた。その中で屋外作業従事者と関係のあるものとしては次の二点が挙げられる。

第一に、アスベストを「特別管理物質」として、「人体に対する発がん性が疫学調査の結果明らかとなった物、動物実験の結果発がんの認められたことが学会等で報告された物等人体に遅発性効果の健康障害を与える、又は治ゆが著しく困難であるという有害性に着目し、特別の管理を必要とするもの」と位置づけたことである。これは、アスベストが発がん物質であることを一層明確にしたものであり、屋外作業従事者のアスベスト被害に対する認識にも及ぶべきものである。

第二に、「石綿等に係る措置」（第38条の8）として、「①事業者は、i 石綿等の切断、穿孔、研ま等の作業、ii 石綿等を塗布し、注入し、又は貼り付けた物の破砕、解体等の作業、iii 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業、iv 粉状の石綿等を混合する作業、のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない、②事業者は、前項の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない」（傍点は筆者）とされたことである。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りではないという例外事項が設けられている。ここでいう「著しく困難なとき」に関しては、「湿潤な状態とすることによって石綿等の有用性が著しく損なわれるときが含まれること」とされた⁴。そのため、アスベスト建材が湿潤化されることはなか

ったのが現実であった。

ここで規定されている切断、穿孔、研磨などの加工作業は建材を建築物に設置するには不可欠なものである。しかし、それによるアスベスト建材に含まれる粉じんの発散は避けられない。これらの加工作業はアスベスト建材に対するものであり、屋内・屋外といった作業現場の区分とは無関係である。この点は当時の労働省自身が「本条は、屋内、**屋外**の作業場を問わず第1号から第4号までに規定する作業を行う場合には、石綿粉じんの発散を防止するため、原則として湿潤にしなければならないこととしたものであること」⁵（傍点は筆者）としている。つまり、屋外作業でもアスベスト粉じんによる曝露の危険性について、国は十分に認識していたのである。

Ⅲ. アスベスト建材の加工と発じん

Ⅲ.1 アスベスト取扱い作業と発じん

アスベスト建材を加工する際の危険性についてはこの時期の調査によっても明らかにされていた。

労働科学研究所の木村菊二は1971年の論文の中で、石綿板製造の際の作業における粉じん濃度の測定

結果を報告している⁶。表1はそれをまとめたものである。

この時期にはすでに

表1 作業場のアスベスト粉じん濃度

工場	作業	粉じん濃度長さ 5~100 μ 個	粉じん総重量濃度 mg/m ³	備考
石綿板製造(I)	石綿板切断	10.8~16.2	113.3	防じん装置なし
石綿板製造(II)	石綿板の原料調合	8.8	84.5	発じんは短時間
同上	石綿板の切断	7.4~10.0	33.2	防じん装置あり
燃糸	石綿の燃糸	0.2	1.3	
金属試験 同上	石綿のひも取扱い 石綿の移動	0.05~0.08 43.2	0.3 —	発じんはごく短時間

出所)木村菊二(1971)「作業現場の石綿粉じん濃度」『労働の科学』25巻9号、22ページ。

日本産業衛生協会からアスベスト粉じんの許容濃度として2 mg/m³という基準が勧告されていた。表1から粉じん総重量濃度の欄をみれば、燃糸等の他の作業ではこの勧告基準内にとどまっているのに対して、石綿板製造に関する作業について防じん装置の有無にかかわらず非常に高い。これは石綿板製造作業場でのものであるが、建築現場でも石綿板の切断等の加工作業が発生することを踏まえれば、同じようなアスベスト曝露が起こると考えて間違いはない。さらに、アスベストは長いものほど有害性が高いとされていることから⁷、この点においても石綿板切断の作業の危険性がいかに高かったかがわかる。

さらに木村は、アスベストを取り扱っている作業場のアスベスト粉じん濃度を 1976 年までの数年間測定し、表 2 のような状況としてまとめている⁸。これをみればどのような作業においてもアスベスト粉じんが発生しているが、とくに「アスベスト板」に対して電動丸のこを使用したアスベスト建材の切断やその切断面の掃除によって、他の作業と比較しても著しく高いアスベスト粉じん濃度を確認することができる。この結果をうけて木村は、「厚さ 22 mm のアスベスト板を電動鋸で切断する作業についてみると、かなりの発塵が認められその発塵は切断速度の速い程著しい」としている⁹その一方で、業界団体では厚物や多量の石綿スレート直線切断の際の施工用工具として電動丸のこを紹介しており、建設現場での危険な作業が継続されていったことがわかる¹⁰。

表 2 アスベストを取り扱っている作業場のアスベスト粉じん濃度

測定場所	アスベスト粉塵濃度 繊維/cm ³		備考	
	濃度範囲	幾何平均		
アスベスト運搬	A作業場 B作業場 C作業場	2.85~16.49 2.43~9.69 4.37~17.63	9.11 (n=5) 4.37 (n=4) 8.37 (n=3)	50kgの袋を運ぶ 南ア産クリソタイル " " " "
スレート板製造	原料調合 切断 切断面掃除 工場中央	4.52~9.50 2.47~3.50 8.11~18.05 0.68~0.72	3.00 (n=3)	開袋 投入作業 吸塵装置 作動中 アスベスト含有率20~30% " " " 吸塵装置 なし
アスベスト板	原料調合 切断	8.80 7.40~10.00		開袋 投入作業 吸塵装置 あり アスベスト含有率20~30% " "
防振ゴム製造	開袋 輸送 原料調合1 原料調合2 プレス作業場	15.02~234.06 58.67~81.26 5.20~8.82 22.22~51.30 0.34~2.21	1.00 (n=7)	開袋運搬作業 吸塵装置はあるが位置が不適當 コンベアで輸送 落差のある付近 カバーから漏洩している アスベスト投入作業 吸塵装置 作動中 " 吸塵装置 正常に作動していない
アスベスト板切断 (大型のアスベスト板)	電動のこ 電動のこ 電動丸のこ1 電動丸のこ2	2.89~25.08 147.03~391.50 33.74~90.17 13.30~391.50	6.63 (n=15) 220.50 (n=4) 55.05 (n=4) 81.70 (n=4)	アスベスト含有率20~30% 厚さ22mm 吸塵装置 作動中 " " " " 休止中 " " 吸塵装置作動中 切断速度が速い " " " "
アスベスト板切断 (小型のアスベスト板)	手動のこ 手動のこ 切断面の掃除 切断面の掃除	0.31~2.55 0.11~0.38 17.23~162.40 8.36~18.75	1.01 (n=4) 0.18 (n=4) 67.08 (n=3) 11.05 (n=4)	アスベスト含有率約25% 吸塵装置 なし " " " " " " " " " " " "
アスベスト板加工	部品取付け 検査 部品取付け 検査	2.17~19.08 1.36~10.53 0.31~0.63 0.40~0.65	5.52 (n=5) 2.81 (n=7) 0.47 (n=12) 0.51 (n=6)	自動車の部品 アスベスト含有率約60% 吸塵装置 なし " " " " " " " 吸塵装置 作動中 " " " "

出所)木村菊二(1976)「アスベスト粉塵の測定法についての検討」『第49回日本産業衛生学会・第20回日本産業医協議会 講演集』373ページ。

木村はその後も同様の調査を実施し、1987 (昭和 62) 年の論文においてけい酸カルシウム板 (アスベスト 20%前後含有) の切断において他の作業に比べても著しい発じんが起こっていることを確認している¹¹。

屋内・屋外といった区別は単なる空間に関する事柄であって、アスベスト建材の加工とは関係がない。つまり、アスベスト建材の加工の際にアスベスト粉じんが高い濃度で飛散すれば、それによる曝露は屋内作業・屋外作業従事者の両方ともに同様に生じるのである。

Ⅲ.2 ドイツにおける規制

アスベスト建材の加工にともなうアスベスト飛散の危険性は他の国でも認識されている。ここでは 1980 年代初めからアスベスト規制に取り組んでいるドイツを例にとり、建材加工による発じんの危険性に関する認識が普遍的なものであったことを示す。

ドイツでは 1982 年に石綿セメント産業の自主的責務として自主規制が行われ、①石綿セ

メント製品のアスベスト含有量を3～5年以内に30～50%削減（1982年から代替品の進捗状況について連邦政府へ年次報告）、②1982年7月1日から全製品の95%を工場（前処理）生産（建築現場におけるアスベスト粉じんの飛散作業の取りやめ）、③石綿セメント産業の支援による加工作業における粉じんを抑制する工具の配備、④地上建築用材の市場化（商品化）は専門的な取り扱いと一般消費者の保護を結びつけるため、専門商においてのみ行う、⑤地上建築用材の80～85%または地下建築用材の95%は将来の繊維の飛散を防ぐために覆われるべき（被覆）、という点が定められた（傍点はいずれも筆者）¹²。

この自主規制のポイントは二つある。第一に、これは業界による自主規制といっても、政府との話し合いの中で決定された拘束力のあるものであることである。そのあらわれとして、業界が代替品の年次報告を1982年から政府に提出することが定められている。つまり、ドイツにおける石綿セメント産業の自主規制はいわば「準公的規制」として機能している。これは業界と国の双方がアスベスト建材の加工にともなう粉じん飛散の危険性を認識していたことを意味する。

第二に、②と③にみられるように、石綿セメント産業（建材メーカー）が前処理生産や粉じん抑制工具の配備を行うことにより、建築現場でのアスベスト建材の加工によって発生するアスベスト飛散を防ぐ措置がとられていることである。このときの作業現場における直接的な規制はこの二点しかないことから、ドイツではいかにアスベスト建材の加工が危険な作業であるかの認識が広がっていたのかが理解できる。

以上のように、国内外のいずれにおいても、アスベスト建材に関する危険性は屋内・屋外という「空間」ではなく、加工作業にともなう発じんの実態に求められていたことがわかる。

IV. 補償・救済基金と屋外作業従事者

IV.1 諸外国の補償・救済基金

アスベスト被害者に対する補償・救済基金の制度は諸外国に存在している。それらは各国の事情を反映して、補償・救済の金額、対象者、対象疾病など様々である。最も極端な事例では、フランスの石綿被害者補償基金（FIVA）のように職業性・非職業性を問わず全てのアスベスト疾患等（中皮腫、肺がん、石綿肺、胸膜プラーク）を包括的に救済するものから、アメリカのように各企業が基金をつかって個別に対応するということもある¹³。他の国でも何らかの公的基金制度をつくり、それぞれのアスベスト被害の実態や社会的背景を反映した多様な運用が行われている。

これらの諸外国の補償・救済基金においては、対象者の区分として「職業性」「非職業性」を設けているところはある。しかし、職業性の中において「屋内」「屋外」という区分を行っているところはほぼ存在していないとみて間違いない。法社会学者のアンドレア・ボッジオは、ベルギー、イギリス、イタリア、アメリカのアスベスト補償・救済基金について詳細な比較検討を行っている。そこでは各国とも「職業性」・「非職業性」、「労働者」・「自営業者（self-employed）」という区分は行われていても、「屋内」・「屋外」という区分はみられない¹⁴。つまり、同じ建設作業従事者をあえて「屋内」と「屋外」に区分するような運用は日本特有のものであるとあって差し支えな

い。これが各国の制度と異なっているということは、建設作業における「屋内」と「屋外」という区分がきわめて裁量的なものでしかないことを示唆している。

IV.2 日本における建設作業＝「屋外」の位置づけ

それでは日本では「屋外」とはどのようなものを差してきたのか。特化則においては、「屋内作業場」に関連して「作業場の建家の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃ蔽物が設けられておらず、かつ、ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがない作業場は含まれないこと」とされていた¹⁵。これによれば、側面の半分未満しかしゃ蔽されていない建築物は「屋外」に含まれる。しかし実態的には、建設過程において「屋内」「屋外」を区別することは現実性を欠いている。そのため、建設作業は実際にも「屋外作業」と扱われてきた。

例えば、1994年10月の『労働衛生』は、「工場等屋内における作業に比べ、建設業、陸上貨物運輸業に代表される屋外作業型の業種では、労働衛生対策が進めにくいといわれる」（傍点は筆者）と述べている¹⁶。また、輿重治らは建築現場で作業を行う「設備工事業」を「特化則の適用されていない石綿取り扱い事業場」と呼んでいる¹⁷。このように現実には建設業が「屋外作業場」としてみなされてきたのは間違いなく、その証拠に特化則で規定された局所排気装置の設置が建設現場で行われることはほぼ皆無であった。さらには、厚生労働省自身も建設作業従事者が原告となっている訴訟を「建設労働者型（屋外型）訴訟」と呼んでいたのである¹⁸。

結語

以上みてきたように、建設アスベスト被害においては建材加工にともなう危険性が甚大であることは明らかである。それに基づいて、特化則も規定や改正がなされてきた。ドイツの例からもわかるように、加工作業によるアスベスト建材からのアスベスト飛散の危険性は広く知られていた。これは「屋内」「屋外」といった空間の区別とは関係のない次元のものである。その一方で、建設作業は総体として「屋外」とみなされることで必要な対策もとられず、アスベスト被害が拡大することになった。建設作業が「屋外」のものであることは、最近まで厚生労働省自身の認識でもあったのである。

このように国が建設作業を「屋外」として取り扱ってきたにもかかわらず、建設アスベスト給付金法においては屋外作業従事者を救済対象から外すという運用は全く合理性を欠いている。これでは恣意的に屋外作業従事者だけを不公平なかたちで対象から除外していることに他ならない。それは国会審議における個々の被害者の就労実態に即した認定という方針とも矛盾する。

最高裁判決はあくまで法的な妥協点を示したものである。しかし、本稿で示してきた内容から、最高裁判決では認められなかった屋外作業従事者にも公平な救済が行われるべきである。そのためには、今後設計される補償・救済基金においては行政施策として屋内・屋外作業従事者の双方を対象者に含めなければならない。

[注]

- ¹ 労働省労働衛生課編（1984）『改訂 特定化学物質等障害予防規則の解説』中央労働災害防止協会、24 ページ。
- ² 井上浩（1978）『労働安全衛生法』北樹出版、264 ページ。
- ³ 井上浩（1978）、同上、258～267 ページ。
- ⁴ 労働省労働衛生課編（1984）、前掲、117 ページ。
- ⁵ 労働省労働衛生課編（1984）、同上、117 ページ。
- ⁶ 木村菊二（1971）「作業現場の石綿粉塵」『労働の科学』25 巻 9 号。
- ⁷ 例えば、環境再生保全機構「アスベスト(石綿)による健康障害のメカニズム」
<https://www.erca.go.jp/asbestos/what/higai/mechanism.html>（アクセス日 2021 年 6 月 22 日）
- ⁸ 木村菊二（1976）「アスベスト粉塵の測定法についての検討」『第 49 回日本産業衛生学会・第 20 回日本産業医協議会 講演集』372～373 ページ。
- ⁹ 木村菊二（1976）、同上、373 ページ
- ¹⁰ 石綿スレート協会編（1981）『わかりやすい石綿スレート施工』技術書院、49～50 ページ。
- ¹¹ 木村菊二（1987）「アスベストと環境問題」『労働の科学』42 巻 12 号、7～8 ページ。
- ¹² Höper, W. E. (2008), *Asbest in der Moderne: Industrielle Produktion, Verarbeitung, Verbot, Substitution und Entsorgung*, Waxmann Verlag GmbH, pp.199-201.
- ¹³ 森裕之（2017）「アメリカのアスベスト問題：訴訟社会における複合型ストック災害」『政策科学アスベスト特集号 2017 年度版』。
- ¹⁴ Boggio, A.(2020), *Compensating Asbestos Victims: Law and the Dark Side of Industrialization*, Routledge.
- ¹⁵ 労働省労働衛生課編（1972）『改訂版 特定化学物質等障害予防規則の解説』中央労働災害防止協会、39 ページ。
- ¹⁶ 中央労働災害防止協会（1994）『労働衛生』第 35 巻第 10 号、96 ページ。
- ¹⁷ 興重治・神山宜彦・松井一光・中館俊夫（1985）「石綿取扱い実態調査」労働省産業医学総合研究所『産業医学総合研究所年報（昭和 59 年度）』36 ページ。
- ¹⁸ 厚生労働省（2013）「大阪アスベスト訴訟（第 2 陣）控訴審関係説明資料」5 枚目シート。

[参考文献]

- 井上浩（1978）『労働安全衛生法』北樹出版
木村菊二（1971）「作業現場の石綿粉じん濃度」『労働の科学』25 巻 9 号
木村菊二（1976）「アスベスト粉塵の測定法についての検討」『第 49 回日本産業衛生学会・第 20 回日本産業医協議会 講演集』
木村菊二（1987）「アスベストと環境問題」『労働の科学』42 巻 12 号
厚生労働省（2013）「大阪アスベスト訴訟（第 2 陣）控訴審関係説明資料」
興重治・神山宜彦・松井一光・中館俊夫（1985）「石綿取扱い実態調査」労働省産業医学総合研究

所『産業医学総合研究所年報（昭和 59 年度）』
石綿スレート協会編（1981）『わかりやすい石綿スレート施工』技術書院
中央労働災害防止協会（1994）『労働衛生』第 35 巻第 10 号
森裕之（2017）「アメリカのアスベスト問題：訴訟社会における複合型ストック災害」『政策科学
アスベスト特集号 2017 年度版』
労働省労働衛生課編（1972）『改訂版 特定化学物質等障害予防規則の解説』中央労働災害防止協
会
労働省労働衛生課編（1984）『改訂 特定化学物質等障害予防規則の解説』中央労働災害防止協会
Boggio, A. (2020), *Compensating Asbestos Victims: Law and the Dark Side of Industrialization*, Routledge
Höper, W. E. (2008), *Asbest in der Moderne: Industrielle Produktion, Verarbeitung, Verbot, Substitution und
Entsorgung*, Waxmann Verlag GmbH

Asbestos Disaster of “Outdoor Workers” in Construction Industry Irrationality of Discriminatory Compensation Based on “Indoors” and “Outdoors”

Hiroyuki Mori

Abstract:

The Supreme Court decision on May 17, 2021 established the legal liability of the state and building material manufacturers in the construction asbestos proceedings. The Construction Asbestos Compensation Law enacted based on this stipulates that construction workers should be relieved of asbestos damage. The current focus will shift to the design of a concrete compensation / relief fund system in line with this law. Since these exclude so-called “outdoor workers”, it is highly likely that similar measures will be taken in the future fund system. However, considering the actual occupational situation, the classification of indoor / outdoor workers is irrational. Japan's occupational health administration has also accumulated laws and regulations based on this. Therefore, in compensation for damage caused by construction asbestos, it must be fairly operated even for outdoor workers as an administrative measure.

Keywords: construction asbestos proceedings, outdoor workers, ordinance on prevention of hazards due to specified chemical substances